

# くまがわ・明日の川づくり報告会 VOL. 3 8

開催地：人吉市大畑・矢岳校区

平成 19 年 10 月 15 日（月）、人吉市大畑・矢岳校区（会場：人吉市大畑コミュニティセンター）において、「くまがわ・明日の川づくり報告会」を実施しました。

同報告会には、約 20 名の方々にお集まり頂き、球磨川水系河川整備基本方針の内容や小委員会等での審議の状況についてご報告いたしました。

いただいたご意見等並びにご意見等への回答については下記のとおりです。

なお、報告会の時に回答した内容が不十分であったところについては補足しています。

参加者数※

市内	27名
市外	0名

※参加者数は記名者数

住民の方々から頂いた主なご意見・ご質問	ご意見・ご質問への回答
<p>【河川整備基本方針の説明について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 9 年の河川法改正はどのような改正内容だったのか。また、その改正に至った経緯は何か。簡単に説明して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な改正内容は、①目的に環境を追加し、②河川整備基本方針と河川整備計画の策定を位置付けしたことです。 改正に至った経緯としては、環境に対する関心の高まりなどの時代背景があります。 なお、河川整備計画の策定にあたっては、必要に応じ、学識経験者の意見を聴くとともに、関係住民の意見を反映させるための措置を講じるようになっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>小委員会の委員や河川分科会の審議員は球磨川流域を見たのか。球磨川の環境や堤防整備の状況などを知っているのか。川のことを一番良く分かっているのは、川のそばで川と付き合いながら生活してきた地域住民のはずである。地域住民の声を委員の人達は聞いたことがあるのか。国交省が示した資料・情報だけで審議されただけではないのか。</li> <li>小委員会の委員が「説明責任とは相手を納得させるところまでを射程にいれた概念ではない」と言い、そして「科学的な知識がなければ検証してもなかなか納得はいかない」と言っている。どういうことか。</li> <li>昭和 40 年代頃は、伐採が進み樹齢の低い木が生えているところが多かったと聞いている。そういったことも検討されたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小委員会委員の多くの方が球磨川の現地をご覧になっておられます。</li> <li>委員のご発言ですので、議事録として残っている以上のお答えをすることはできません。ご容赦ください。</li> <li>球磨川流域においては、経年的に森林の状態（樹種の割合等）の変化はあるものの、昭和 20 年代以降、降雨の流出形態に大きな変化は見られないことや、流域の約 8 割を森林が占めており、これ以上森林面積が増大することは見込まれないことから、現在の流出形態を前提として基本高水のピーク流量を算出することが妥当であると考えています。</li> </ul>
<p>【球磨川の治水対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 47 年まで人吉市九日町に住んでいて、2 回ほど水害に遭い大変だった。これまで、森林の保水力とか、土砂を掘削すれば洪水から守られるというような説明を聞いたことがあるが、それだけでは到底守れないと思う。掘削等をすれば生態系も変わり、河川環境も変わるとと思う。地球温暖化という話もある。ど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり、河床掘削により河川環境を著しく改変してしまうのは問題だと思っています。 河川整備にあたっては、良好な河川環境を保全しながら、少しでも川の中で安全に流せる流量を増やす努力をしていきたいと考えています。</li> </ul>

のような方法であれば洪水から守ることができるのであれば聞きたかった。

- ・ダムを造るためには大きなお金がかかるので、住民の反対意見も多くあると聞いている。
- ・十数年前に堤防の護岸の計画がなされ、そのまま放置されている所があると聞いている。

#### 【球磨川の環境について】

- ・鳩胸川について、私たちが小さいときは、淵がたくさんあって魚を取って遊んでいた。今は川に入ることができない。擁壁が高く積んであって川というものが危険な場所である感じがする。自然な川に戻してもらいたい。橋を架け替えるというような計画もあるようだが、是非川に入れられるような計画にして欲しい。
- ・昔は、鳩胸川の川底に大きな石があり、川から上がってその石で体を温めたりして遊んだが、今は大きな石に発破をかけて更地にしてしまったために、流れも急になり、擁壁もみんな壊れてしまつた。川に入れるような状態に戻して欲しい。
- ・小さく川が、平成の初め頃から上流にある畜産団地によって汚染された。最近になって、各方面の尽力によりだいぶ水がきれいになってきている。元のきれいな川に戻して欲しい。
- ・4年前に転居してきたが、球磨川は三大急流の一つと聞いていたが、川を見て大変さみしく思った。知人に聞くと、市房ダムが出来てから川の姿が変わったと言っていた。ダムに頼らないで、きれいな水などの自然環境を守ることに国土交通省の英知を向けて欲しい。川辺川ダムには反対。人吉市の観光行政の点でもダムに頼らないことを根底に設計をお願いしたい。
- ・地球環境が大きな国際問題になっている今、環境破壊につながるダムはやめてもらい、ダムに頼らない施策を考えて欲しい。

#### 【その他】

- ・土地改良区にいるが、水の大切さを感じている。私たちの管理している田代溝は、田んぼを潤すとともに町民の生活に必要な水となっている。新聞等に川辺川の取水について否決されたと載っていたが、水は必要なものであり、なぜ反対されるのかが分からぬ。
- ・市房ダムが出来たおかげで、幸野溝、百太郎溝の2つの堰ができる、球磨郡の広大な荒野が水田に変わり、農業生産額が飛躍的に伸びた。その生産額は何十億という莫大なもの。ダムという

また、堤防の整備などのハード対策に加え、想定外の洪水が発生しても被害を最小限に止めることができるよう、市町村とも連携をして、ハザードマップの整備など避難警戒体制の一層の充実に努めてまいりたいと考えています。

- ・ダムなどの具体的な施設については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくことになります。
- ・七地町の河岸工事や広場の整備等につきましては、報告会後に当時の関係者の方々と一緒に現地を確認させていただきました。  
まずは、当時の経緯等について確認を行い、具体的に今後どのような対応ができるか検討していきたいと考えています。

- ・いただいたご指摘については、鳩胸川を管理する県にお伝えしました。

- ・いただいたご指摘については、鳩胸川を管理する県にお伝えしました。

- ・いただいたご指摘については、小さな川を管理する県にお伝えしました。

- ・ダム等の具体的な施設の整備については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくこととなります。いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。

- ・ダム等の具体的な施設の整備については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくこととなります。いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。

- ・川辺川のかんがい事業については、平成19年1月に九州農政局より、川辺川ダムに水源を求めるとの回答をいただいているところです。

国土交通省としては、川辺川のかんがい事業について、今後の状況を見守っていきたいと考えています。

- ・ご指摘のように、市房ダムの建設により、人吉・球磨地域の農業が発展したものと思います。

ダムの整備については、治水、利水等の面での効果を期待さ

のは、自然を破壊するという一面を持っているが、人間が生活する上では自然がおかされることも必要としてあると思う。限りある自然を有効に使うためにはダムは必要ではないか。市房ダムがその良い例である。

- ・川辺川ダムが出来れば、球磨川北地区に水が引けるので、球磨郡が農業中心に生きていくためには必要なことだと思う。10年前と比べ球磨郡の人口は3割減少している。その原因是農業の衰退であり、農業衰退の第一の原因は必要な水が確保できていないことである。
- ・川辺川ダムの関連工事について、随意契約と競争入札はどういった基準でなされているのか。工事の基準価格とは何か。落札率が高すぎるのでないか。討論集会の際、土建業者が大動員をしてダムに賛成するのが不思議だった。土建業者にダムへの宣伝費も含めて受注させているのではないかと疑われてもおかしくないのでないか。

れる意見がある一方で、環境への影響を懸念されるご意見もいただいているところです。

河川整備計画の策定の際には、これらのご意見を踏まえつつ、ダムの整備について検討していきたいと考えています。

- ・川辺川のかんがい事業については、平成19年1月に九州農政局より川辺川ダムに水源を求めないと回答をいただいているところです。

国土交通省としては、川辺川のかんがい事業について、今後の状況を見守っていきたいと考えています。

・国土交通省における工事の入札契約では、現在、発注者が入札参加業者を決める（指名する）のではなく、入札への参加を希望する会社が広く参加できる「一般競争入札」を採用しています。また、価格だけではなく、会社の技術力や実績等、いくつかの項目を総合的に評価して、価格だけではないやり方で落札業者を決める「総合評価方式」を採用している工事が多数になってきました。これらの入札契約方式を採用することにより、入札契約の適正な執行及び透明性の確保に努めているところです。

なお、最近の問題として、予定価格に対して非常に安い金額で入札される場合（低入札）があり、工事で必要とされる品質の確保が図られないおそれがあるため、適正に工事が実施可能か確認するため調査を実施しています。その調査を行う工事の対象を判断する基準として、「調査基準価格」を設定しています。

ご指摘も踏まえ、今後とも、工事発注等に関しても説明責任を果たしてまいりたいと考えています。

※ ご発言をそのまま掲載するのではなく、趣旨を変えない程度にまとめさせて頂いています。

※ 謹謹中傷するような発言については掲載しておりません。